

建設委員会資料
令和元年9月24日
都市環境部都市計画課
環境課

令和元年陳情第17号・34号・37号
関係資料

羽田空港の機能強化に対する都及び関係区市の意見への回答

○ 東京都	1	○ 港区	3	○ 新宿区	6	○ 文京区	9	○ 台東区	10
○ 墨田区	11	○ 江東区	12	○ 品川区	14	○ 目黒区	17	○ 大田区	19
○ 世田谷区	21	○ 渋谷区	22	○ 中野区	25	○ 杉並区	27	○ 豊島区	28
○ 北区	30	○ 板橋区	33	○ 練馬区	35	○ 足立区	37	○ 江戸川区	38

○ 東京都

意見	回答
<p>東京の国際競争力の向上や、東京 2020 大会の円滑な実施のため、羽田空港の機能強化は極めて重要である。国が提案した飛行経路の見直しについて、都はこれまで、地元との協議が着実に進むよう積極的に協力するとともに、丁寧な情報提供や騒音・安全対策の徹底を要請してきた。これを受け、国は、5 期にわたる住民説明会の実施や、航空会社への落下物防止対策の義務づけなど、総合的な対策を進めており、先月には、都民の意見に対する対応方策を取りまとめた。こうした国の方針は、一定の評価ができるものであるが、都民や関係自治体の理解がさらに深まるよう、なお一層の取組を求める。</p>	<p>国土交通省としては、以下のような丁寧な情報提供、安全対策、騒音対策を通じ、新飛行経路の運用についてより多くの方からご理解を頂けるよう努めていくこととする。</p> <p>○ 丁寧な情報提供</p> <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで 5 巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 住民への説明<ul style="list-style-type: none">・ 2019 年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、関係自治体と調整を実施する。■ 住民からの相談窓口の充実<ul style="list-style-type: none">・ 運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。■ 自治体職員向けの研修等の充実<ul style="list-style-type: none">・ 自治体職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による自治体職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。■ 適時適切な広報<ul style="list-style-type: none">・ 飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。 <p>○ 安全対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 落下物対策総合パッケージを着実に履行する。・ 落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。

- ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。
 - ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。
 - ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。
- 騒音対策
- ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。
 - ・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施する。
 - ・B滑走路の西向離陸に関しては、長距離国際線の制限（6000km以上の路線に関しては、一定の低騒音機を除き離陸を制限）、4発機の制限、騒音軽減方式の導入を行うとともに、継続的に騒音状況の監視を実施する。
 - ・北風時C滑走路から出発する新飛行経路については、騒音軽減方式を適用することにより、騒音低減を図る。
 - ・航空機騒音測定期局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。

○ 港区

意見	回答
<p>国においては、平成28年7月に「環境影響等に配慮した方策」を策定し、これまで、オープンハウス型の住民説明会を始め、各地区・地域での説明会の開催や情報発信拠点を活用した情報提供等に努めていただいておりますが、区としては、羽田空港機能強化に関する情報等の周知などが十分ではないと考えております。この間、区へは、落下物や騒音、大気汚染等を心配する声が寄せられており、こうした声に対して、国としても真摯に受け止め、十分に対処してください。</p> <p>羽田空港機能強化につきましては、国の責任において、区民の不安や疑問の払しょくに向けた、きめ細かな情報提供を行うなど、区民等に丁寧な説明を行い、十分な理解を得て、検討を進めてください。区としては、区民の安全・安心や生活環境を守る立場から、改めて次の事項について、要請いたします。</p>	
<p>(1) 丁寧な情報提供</p> <p>これまで開催した地区・地域を含め、航路下の小学校区（青山地域等）などにおいての住民説明会等の開催や、区民からの問い合わせ</p>	<p>○ 丁寧な情報提供</p> <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p>

せに対する相談窓口の設置、マスメディア等を活用した広報など、引き続き、積極的に丁寧かつきめ細かな情報提供に努めてください。

(2) 安全対策

「落下物対策総合パッケージ」に係る未然防止策などの着実な実施とともに、引き続き、様々な視点での安全性の向上、基準や仕組みづくり等、安全・安心を守る対策に積極的に取り組んでください。

(3) 騒音対策

最新の技術開発の動向等も踏まえ、騒音軽減策の工夫や取組をさらに図るとともに、航

■ 住民への説明

- ・2019年秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、港区と調整を実施する。

■ 住民からの相談窓口の充実

- ・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。

■ 自治体職員向けの研修等の充実

- ・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。

■ 適時適切な広報

- ・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。

(2)

○安全対策

- ・落下物対策総合パッケージを着実に履行する。
- ・落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。
- ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。
- ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。
- ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。

(3)

○騒音対策

- ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機

<p>空管制関連施設整備のうち、騒音測定局の区内設置と定期的なデータを提供してください。</p>	<p>関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施する。 ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。
<p>(4) 不動産価値の変動調査</p> <p>現在、国が実施している「航空機の飛行経路の不動産価格への影響調査」については、早期にとりまとめ、区民等に情報提供してください。</p>	<p>(4)</p> <p>○不動産価格の変動調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行経路の不動産価格への影響に関する調査については、早期に取りまとめ、情報提供を実施する（なお、国内の空港（成田、伊丹、福岡）において、飛行経路の不動産価格への影響に関する調査を実施したが、直接的な因果関係を見出すことは困難であった。）
<p>(5) 試験飛行の早期実施</p> <p>航空管制施設等の整備や検査飛行による検証等の手続き等が済み次第、速やかに旅客機による試験飛行を実施してください。</p>	<p>(5)</p> <p>○試験飛行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行検査の期間とAIP（航空路誌）における周知期間を考慮すれば、民間の航空機による運航が可能となるのは、1月下旬の予定である。このため、これ以降のできるだけ早い時期に実機による試験飛行を実施する。

○ 新宿区

意見	回答
<p>区民の安全・安心を守るために、区民の不安や疑問に適切に対応し、理解が得られるよう、下記の事項について引き続き強く要望いたします。</p> <p>1 部品の落下事故等の原因を徹底調査し、その情報を速やかに公表するとともに、再発防止策を徹底すること。また、整備・点検を万全に行い事故の未然防止に努めること。</p> <p>2 新飛行経路となる落合、北新宿、西新宿地域について、より多くの区民に正確な情報を届けること。また、今後も地域住民の要望等を十分に踏まえ、双方向の情報交換を丁寧に行うこと。</p>	<p>○ 落下物対策</p> <p>次の取組を行うことにより落下物対策を強化し、落下物ゼロを目指していくが、落下物事案が発生した場合には、落下物の大きさや重量に応じて評価等を行うとともに、下述の通り、再発防止を図るべく落下物防止対策の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落下物対策総合パッケージを着実に履行する。 ・落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。 ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。 <p>○ 丁寧な情報提供</p> <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への説明 ・2019年秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、新宿区と調整を実施する。 ■ 住民からの相談窓口の充実

<p>3 安全対策及び騒音対策については、常に安全や環境影響に配慮した方策の検討を続け、その情報をお区及び区民に提供すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■自治体職員向けの研修等の充実 ・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■適時適切な広報 ・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。 ○安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・落下物対策総合パッケージを着実に履行する。 ・落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。 ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。 ○騒音対策 <ul style="list-style-type: none"> ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。 ・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施する。 ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果
---	---

4 羽田空港の運用に関する区からの意見や要望に対しては、今後も国の責任において、真摯かつ適切に対応すること。

について情報提供を実施する。

○新飛行経路運用後の意見や要望

新飛行経路運用開始後においても、羽田空港の運用に関する意見や要望等に対しては、真摯かつ丁寧に対応して参りたい。

○ 文京区

意見	回答
落下物に対する補償制度等について、飛行経路に当たる区においては説明会が実施されている。経路に隣接する区としては、こうした区の住民に対しても国において広く丁寧な説明を行っていただきたい。	○ 丁寧な情報提供 これまでも、移動型情報発信拠点やコールセンターの設置、ニュースレター等の配架、マスメディア等を活用した広報等を実施し、落下物対策に対する補償制度等を含め情報提供を行ってきたところ。今後も引き続き、要望に応じ、パネルの展示、説明員による説明の機会を設定するなど、様々な手法を用いて丁寧な情報提供に努めて参りたい。

○ 台東区

意見	回答
<p>これまで航空機の部品落下事故などの際に、情報提供をしていただき、誠にありがとうございます。</p> <p>最近、区内の上空を航空機が低空で飛行することがあり、一部の区民から航空機の危険性に対して意見を出されましたことがありました。</p> <p>それらの航空機が羽田空港を利用する航空機かどうかは不明なところではありますが、航空機全体に対して漠然とした不安を持っている方がいることから、正確な情報の提供を図ることで不安を解消したいと考えております。</p> <p>つきましては、今回の羽田空港機能強化に関する今後の状況はもとより、事故などが発生した場合における情報提供等につきまして、一層の対応につきましてご検討のほど、お願い申し上げます。</p>	<p>○ 部品落下等に関する情報提供</p> <p>これまで、移動型情報発信拠点やコールセンターの設置、ニュースレター等の配架、マスメディア等を活用した広報等を実施し、情報提供を行ってきたところ。今後も引き続き、落下物事故発生時の情報提供等も含め、要望に応じ、パネルの展示、説明員による説明の機会を設定するなど、様々な手法を用いて丁寧な情報提供に努めて参りたい。</p>

○ 墨田区

意見	回答
<p>墨田区は、東京東部地域の副都心に位置付けられる錦糸町や、自立式電波塔として高さ世界一の東京スカイツリー、更には4つの鉄道路線が乗り入れる交通の結節点である押上駅の存在などにより、近年大きな注目を集めるエリアとなっています。</p> <p>計画されている新飛行経路では、本区に接する荒川上空が含まれていますが、羽田空港の機能強化の重要性にかんがみ、関係住民の更なる理解拡大のためには、本区内においても、説明会の開催をはじめとしたきめ細かな取組が必要であると考えております、安全性や騒音などの対策について本区内での説明会開催を要望します。</p> <p>また、落下物対策については、航空会社に義務付けられこととなった落下物防止対策基準に適合する対策の実施状況について公表を行うことなど、引き続き、実効性ある対策を執られるよう要望します。</p>	<p>○ 説明会の開催</p> <p>これまでも、移動型情報発信拠点やコールセンターの設置、ニュースレター等の配架、マスメディア等を活用した広報等を実施し、情報提供を行ってきたところ。今後も引き続き、要望に応じ、パネルの展示、説明員による説明の機会を設定するなど、様々な手法を用いて丁寧な情報提供に努めて参りたい。</p> <p>○ 落下物対策の実施状況の公表</p> <p>落下物防止対策基準の義務付けなど落下物対策総合パッケージの着実な履行により落下物ゼロを目指しているところであるが、次の取組により実施状況を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none">・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。

○ 江東区

意見	回答
1. 羽田空港の機能強化に伴う新飛行経路に対する区民の充分な理解を得る為、国は、引き続き真摯な情報提供に努めること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 丁寧な情報提供 <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、江東区と調整を実施する。 ■ 住民からの相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。 ■ 自治体職員向けの研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 ■ 適時適切な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。
2. 騒音や落下物への最大限の対策を、継続的に講じること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音対策 <ul style="list-style-type: none"> ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。 ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。 ・北風時C滑走路から出発する新飛行経路については、騒音軽減方式を適用することにより、騒音低減を図

る。

○落下物対策

- ・落下物対策総合パッケージを着実に履行する。
- ・落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。
- ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。
- ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。
- ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。

○ 品川区

意見	回答
<p>これまでの騒音環境や安全に対する取り組み、区内13地域での説明会の実施は一定評価しているところである。</p> <p>一方で、こうした取り組みがあるものの、区民からは依然として不安の声が多く聞かれ、区議会での「品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議」では、落下物、騒音への不安、国の説明・周知不足等の理由により全会一致で現計画の再考を強く求めている。</p> <p>こうした点から、以下の点について国に要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下物対策や騒音環境軽減に向けた更なる取り組みと、区民への丁寧な説明、周知を今後も継続し実施していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落下物対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下物対策総合パッケージを着実に履行する。 ・ 落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。 ・ 羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 ・ 部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・ 落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。

○騒音対策

・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。

・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施する。

・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。

○丁寧な情報提供

できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。

■住民への説明

・2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、品川区と調整を実施する。

■住民からの相談窓口の充実

・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。

■自治体職員向けの研修等の充実

・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。

■適時適切な広報

・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。

<ul style="list-style-type: none">・ 例えば他の首都圏空港との調整などにより、都心上空を飛行する現飛行ルート案を固定化することがないよう取り組んでいただきたい。	<ul style="list-style-type: none">○ 飛行ルート案・ 飛行ルートのあり方については、騒音軽減等の観点から継続的に検討して参りたい。
---	---

○ 目黒区

意見	回答
1 騒音や落下物への不安に対応するため、目黒三田町会を対象に、教室型による住民説明会を開催すること。また、その他の町会等からの要望がある場合には、それに応じて教室型の住民説明会等を適宜開催すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 説明会の開催 <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行っており、本年6月には三田町会を対象とした地域説明会を開催したところ。2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催することとしたいが、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、目黒区と調整を実施する。</p>
2 落下物対策については、今後とも更なる充実強化に努めること。また講じた対策については、分かりやすく、丁寧に説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落下物対策 <p>落下物対策として次の取組を行いその充実強化に努めるとともに、あわせて分かりやすく丁寧に説明することを心がけたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下物対策総合パッケージを着実に履行する。 ・ 落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。 ・ 羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 ・ 部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・ 落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。
3 落下物対策以外にも騒音影響の軽減など環境影響への更なる配慮に今後も継続的に取り組むこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。 ・ 南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。 <p>○新飛行経路運用後の意見等</p> <p>新飛行経路運用後に頂くご意見、ご要望、新たな課題に対しては、丁寧に説明、対応して参りたい。</p> <p>○丁寧な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住民からの相談窓口の充実 <p>・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自治体職員向けの研修等の充実 <p>・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■適時適切な広報 <p>・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■イレギュラー運航に関する情報提供 <p>・本年7月より、安全確保のために必要な着陸復行などのイレギュラーな運航発生時の状況について、東京都及び経路下となる13区に対して情報提供する仕組みを整備した。</p>
--	--

○ 大田区

意見	回答
<p>① 国は、機能強化提案に際し、有識者によるアドバイザリー会議を経て、双方向の対話という視点に基づく「オープンハウス型」という形式で、地域住民への説明会を開催し、第5フェーズまで実施してきました。</p> <p>これは、参加者の関心のある課題等について、直接、具体的に説明を受けることができるという形であり、歴史的に見ても、より丁寧な説明の方法と考えています。一方で、質疑応答が共有しにくい点もあり、検討すべき課題もあると考えています。</p> <p>引き続き具体的で丁寧な情報提供や説明会、各種の質問対応、マスコミ等も含めた周知・広報が必要だと考えています。</p> <p>② 区民生活や空港周辺地域への影響を念頭において、騒音対策などの環境対策、落下物対策を含む確実な安全対策などについて、引き続き、実効策をすすめていただくとともに、具体的な効果検証を行うなど国による対応を求めます。</p>	<p>① 丁寧な情報提供</p> <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、大田区と調整を実施する。 ■ 住民からの相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。 ■ 自治体職員向けの研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 ■ 適時適切な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。 <p>② - 1 環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目指してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。 ・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関

<p>また、取り組みの進捗状況や航空に関する更なる情報公開を進めていただきたい。</p> <p>① 関係自治体への情報提供の仕組みづくりを検討していただきたい。</p>	<p>する調整を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握とともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。 ・B滑走路の西向離陸に関しては、長距離国際線の制限（6000km以上の路線に関しては、一定の低騒音機を除き離陸を制限）、4発機の制限、騒音軽減方式の導入を行うとともに、継続的に騒音状況の監視を実施する。 ・飛行検査の期間とAIP（航空路誌）における周知期間を考慮すれば、民間の航空機による運航が可能となるのは、1月下旬の予定である。このため、これ以降のできるだけ早い時期に実機による試験飛行を実施する。 ・大気汚染の状況については、今年度中に測定するとともに、新飛行経路運用開始後も測定する予定。 <p>①-2 落下物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落下物対策総合パッケージを着実に履行する。 ・落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。 ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。 <p>① 関係自治体への情報提供の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年7月より、安全確保のために必要な着陸復行などのイレギュラーな運航発生時の状況について、東京都及び経路下となる13区に対して情報提供する仕組みを整備した。 ・新飛行経路開始後には、各自治体との間での情報共有や意見交換を行う場を設定することが必要だと考えており、その形式や構成員については、今後関係自治体と調整を図る。
--	---

○ 世田谷区

意見	回答
<p>(1) 国は、今後予定されている飛行検査について、早い時期に実施日時、飛行経路、回数と使用航空機機種を、東京都及び関係区市に情報提供すること。</p> <p>(2) 国は、今後予定されている飛行検査を含め、新飛行経路の丁寧な説明を行うとともに、騒音等の苦情相談窓口を設置して、区民の不安払拭に努めること。</p>	<p>○ 飛行検査に関する東京都や関係区市への情報提供 新飛行経路案に係る飛行検査の予定については、判明次第、詳細な情報を東京都・関係区市に情報提供する予定。</p> <p>○ 丁寧な説明、相談窓口の設置 これまでも、移動型情報発信拠点やコールセンターの設置、ニュースレター等の配架、マスメディア等を活用した広報等を実施し、情報提供を行ってきたところ。今後も引き続き、要望に応じ、パネルの展示、説明員による説明の機会を設定するなど、様々な手法を用いて丁寧な情報提供に努めて参りたい。 加えて、当該コールセンターについては、人員の増加やスキルアップ（国との情報共有の強化等）など体制の強化を図るとともに、その一層の周知に努める。</p>

○ 渋谷区

意見	回答
<p>● 第5フェーズの説明会において、オープンハウス型説明会を補完するかたちで、各区において地域住民説明会が行われているところである。今後、新飛行経路の運行・増便の実現に向けてスケジュールを進めていくに当たり、引き続き住民に対する丁寧な説明と安全対策等に取り組んでいただきたい。また、区に対する十分な情報提供についてもお願いしたい。</p>	<p>○ 住民に対する丁寧な説明 できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、渋谷区と調整を実施する。 ■ 住民からの相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。 ■ 自治体職員向けの研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 ■ 適時適切な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。 ○ 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・落下物対策総合パッケージを着実に履行する。 ・落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。 ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。 <p>○区に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年7月より、安全確保のために必要な着陸復行などのイレギュラーな運航発生時の状況について、東京都及び経路下となる13区に対して情報提供する仕組みを整備した。 ・あわせて、区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 <p>○事業決定主体</p> <p>ご指摘のとおり、羽田空港の機能強化に関する最終的な決定は、国の判断、責任で実施する。</p> <p>○コールセンター</p> <p>現在国において羽田空港の機能強化に関するコールセンターを運営しているが、新飛行経路の運用にあわせ、人員の増加やスキルアップ（国との情報共有の強化等）を図り、新飛行経路に関する各種問い合わせに対応できるよう体制を強化し、自治体の負担の軽減を図る。</p>
--	--

ければならないなど、意見やクレームを聞くのに長時間対応することが増えている。コールセンター（「羽これ」に関する電話窓口）のスキルアップなど対応の強化と、コールセンターから国職員への問い合わせの連携など、窓口対応の充実を再考していただきたい。

● 機能強化が実施されると、南風運用として、年間運用の約4割、15時から19時までの実質3時間程度、旅客機が都心上空を飛行することとなり、飛行経路下の住民は、この時間帯について、日常の静かな生活環境を少なからず乱されることとなる。これまでの国の説明では、住宅防音工事の音の影響範囲をLden 62dBとして、防音工事助成を行うとしているが、騒音対策については、今後も更なる対策の強化や充実を図っていただきたい。

● 機能強化が実施された場合、区に対し騒音等の苦情が数多く寄せられることが想定される。このことに対して、区においてその対応に係る人員増やコールセンター等の体制整備を行ったときは、対応した経費について、国で負担をしていただきたい。

○騒音対策

- ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。
- ・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施する。
- ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。

○経費の負担

国によるコールセンターの対応強化を図るとともに、当該コールセンターを積極的に広報することにより、区の負担の軽減を図ることとする。区が独自でコールセンターを設置するのであれば、どのような支援が可能か検討することとしたい。

○ 中野区

意見	回答
<p>1 引き続き羽田空港の機能強化について、丁寧な説明及び情報の提供に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 丁寧な情報提供 <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、中野区と調整を実施する。 ■ 住民からの相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知を図る。 ■ 自治体職員向けの研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 ■ 適時適切な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。
<p>2 飛行経路下の安全性の確保や航空機騒音の抑制については、常にその有効性をチェックし、最新の技術・知見を反映したものとし、その向上に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落下物対策や騒音対策の有効性確認等 <p>落下物対策及び騒音対策として、次に掲げているように、落下物については、その対策基準の充実や機体チェックを行うとともに、騒音については、騒音測定局で騒音影響を監視することとしている。これらを通じて、対策の有効性を確認するとともに、その向上を図って参りたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 落下物対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下物対策総合パッケージを着実に履行する。 ・ 落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。 <p>■ 騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。 ・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施する。 ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。
3 新飛行経路による運用開始後も、区民からの要望や問い合わせについては引き続き丁寧な対応を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新飛行経路運用後のご要望や問い合わせ <p>新飛行経路運用後に頂くご要望や問い合わせに対しては、丁寧に説明、対応して参りたい。</p>
4 中野区内において、航空機騒音を継続して測定し、また測定結果については定期的にインターネットなどにより速やかに区民に公表すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音測定 <p>上述の通り、航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。</p>

○ 杉並区

意見	回答
<ul style="list-style-type: none">○ 今後の情報提供等について<ul style="list-style-type: none">・双方向の対話としての「引き続きの丁寧な情報提供」について、先日の会議では具体的な内容等はこれからとのことでしたが、スケジュールや手法等詳細が決まり次第、都度教えていただきたい。・先日の会議でも意見のあった飛行検査の実施など、今後行われる実際の飛行に向けた動きについては、実施前に教えていただきたい。また、住民への積極的な周知もお願いしたい。○ 住民からの相談窓口について<ul style="list-style-type: none">・新飛行経路の運用開始前だけでなく運用開始後も含めて、住民からの相談窓口（電話等）の充実を図るとともに、広く窓口の周知を行ってほしい。	<ul style="list-style-type: none">○ 丁寧な情報提供<ul style="list-style-type: none">これまでも、移動型情報発信拠点やコールセンターの設置、ニュースレター等の配架、マスメディア等を活用した広報等を実施し、情報提供を行ってきたところ。今後も引き続き、要望に応じ、パネルの展示、説明員による説明の機会を設定するなど、様々な手法を用いて丁寧な情報提供に努めるが、スケジュールや手法等詳細が決まり次第、都度情報提供させていただきたい。加えて、当該コールセンターについては、人員の増加やスキルアップ（国との情報共有の強化等）など体制の強化を図るとともに、その一層の周知に努める。○ 飛行検査の実施<ul style="list-style-type: none">新飛行経路案に係る飛行検査の予定については、判明次第、詳細な情報を東京都・関係区市に情報提供する予定。○ 住民からの相談窓口<ul style="list-style-type: none">現在国において運営している羽田空港の機能強化に関するコールセンターの人員の増加やスキルアップ（国との情報共有の強化等）など体制の強化を図るとともに、その一層の周知に努める。

○ 豊島区

意見	回答
<p>2020年の東京オリンピック・パラリンピック、その先の日本の成長を見据え、東京の国際力強化、急増する訪日外国人観光客の受け入れのために、本区としても、羽田空港の機能強化の必要性や重要性は理解するが、騒音対策と落下物対策の徹底、住民の理解を得ることについては、国が責任をもって対応すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下物対策 落下物対策総合パッケージに基づく取り組みを的確に実施することにより、落下物防止対策に万全を期すこと。 ・ 騒音対策 区内への騒音測定局の設置や運航開始後の苦情対応など、騒音対策の徹底を前提とした事業推進を要望する。 	<p>○ 落下物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下物対策総合パッケージを着実に履行する。 ・ 落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。 ・ 羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 ・ 部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・ 落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。 <p>○ 騒音対策</p> <p>下に掲げる騒音対策に示す通り、騒音測定局を設置する。新飛行経路運用後の苦情対応については、現在国において運営している羽田空港の機能強化に関するコールセンターの人員の増加やスキルアップ（国との情報共有の強化等）など体制の強化を図るとともに、その一層の周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調

	<p>整後、2020年2月を目指してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施する。 ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。 <p>○住民の理解</p> <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住民への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、豊島区と調整を実施する。 ■住民からの相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。 ■自治体職員向けの研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 ■適時適切な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。
--	---

○ 北区

意見	回答
<p>1. 機能強化前に関して</p> <p>(1) 引き続き、きめ細やかな情報提供をお願いしたい。特に、新飛行経路案に係る飛行検査実施日や運用開始日については、住民等への周知期間を考慮し、余裕をもって新飛行経路下自治体へ連絡するとともに、住民への周知を図られたい。</p> <p>(2) 北風時のC滑走路出発機の一部については当区上空通過高度が現在の通過高度より低下するが、この経路に関する情報提供が不足しているとの意見が区民から寄せられている。現在も羽田空港出発機に係る騒音苦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 丁寧な説明 <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、北区と調整を実施する。 ■ 住民からの相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。 ■ 自治体職員向けの研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 ■ 適時適切な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。 ○ 通過高度 <p>ご指摘のC滑走路出発機の通過高度等については、どのようにお示しできるのか検討して参りたい。</p>

情が区へ寄せられている状況を踏まえ、北風時の新出発経路に係る 6,000ft から 10,000ft 程度の部分における概ねの通過高度、通過範囲、騒音影響などに関する情報提供についても考慮願いたい。

2. 機能強化後に関して

(1) 飛行経路、飛行高度、飛行便数、滑走路の運用方法、騒音や安全に関する取組みなどについて、住民がホームページ等を通じて直接情報を得ることができる仕組みを整えて頂くとともに、住民が直接問合せや相談ができる窓口について連絡先等を広く公開願いたい。

また、引き続き新飛行経路下自治体への情報提供をお願いするとともに、自治体職員に対する説明会や研修会の継続的開催をお願いしたい。

(2) 新たに取組みを開始している騒音対策や安全対策の効果について、継続的に情報を公開していただきたい。

○ ホームページ等での情報提供、住民からの問い合わせ窓口
羽田空港の機能強化に関する様々な情報を住民が入手できるよう、国土交通省の特設ホームページ「羽田空港のこれから」の充実を図って参りたい。加えて、現在国において運営している羽田空港の機能強化に関するコールセンターの人員の増加やスキルアップ（国との情報共有の強化等）など体制の強化を図るとともに、その一層の周知に努める。

○ 自治体への情報提供や自治体職員への説明会
・本年 7 月より、安全確保のために必要な着陸復行などのイレギュラーな運航発生時の状況について、東京都及び経路下となる 13 区に対して情報提供する仕組みを整備した。
・あわせて、区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。

○ 騒音対策及び安全対策の効果に関する情報公開
騒音対策については、航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を行う。加えて、航空会社の機材更新の状況についても情報提供を行う。また、安全対策については、部品脱落事案に関する内容や傾向についての定期的な情報提供を図る。

(3) 新たに当区に航空機騒音常時測定局が設置された場合には、結果の公開のみならず、当区の求めに応じて必要なデータを提供願いたい。

○新飛行経路運用後のご要望や問い合わせ

新飛行経路運用後に頂くご要望や問い合わせに対しては、丁寧に説明、対応して参りたい。

○騒音測定の結果公開

上述の通り、航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。

○ 板橋区

意見	回答
<p>板橋区は、下記のとおり意見を提出します。</p> <p>引き続き、羽田空港の機能強化の目的や、航空機の騒音対策・落下物対策について、あらゆる広報手段を用いて周知を図ることで、より広く理解が得られるよう努めていただくことを求めます。併せて、下記の取組み等により、新飛行ルート案に対する区民の不安や疑問の解消に向けて適切な対応を求めます。</p> <p>1 相次ぐ航空機からの部品の落下事故等を徹底調査し、原因を究明すること。</p> <p>2 同様の事故を繰り返すことがないよう安全対策を強化し、再発防止に努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらゆる手段を用いた周知 <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、板橋区と調整を実施する。 ■ 住民からの相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。 ■ 自治体職員向けの研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 ■ 適時適切な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。 ○ 落下物の原因究明、落下物対策の強化及び再発防止 <p>次の取組を行うことにより落下物対策を強化し、落下物ゼロを目指していくが、落下物事案が発生した場合には、落下物の大きさや重量に応じて評価等を行うとともに、下述の通り、再発防止を図るべく落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下物対策総合パッケージを着実に履行する。

<p>3 空港での機体チェック実績、不都合の指摘・改善状況等を公表するなどにより、安全対策が有効に機能しているか、その実効性について飛行開始後も継続的に監視を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。 ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。 ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。 ○機体チェック実績の公表等による安全対策の実効性の監視 機体チェックにおいて部品欠落が発見された場合には、落下物防止対策基準に基づく再発防止策の検討を指示するとともに、部品欠落について改めて航空局に報告するよう指示しており、上述の通り、部品脱落事案の内容や傾向について定期的な情報提供を図る。
--	--

○ 練馬区

意見	回答
<p>東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、安全を確保した上で羽田空港の機能強化は、東京の国際競争力を高めるとともに多くの観光客の誘致、都民の利便性を向上するうえで必要なことであると考えていますが、つぎの点について要望します。</p> <p>1　区民に対する丁寧な説明</p> <p>機能強化に伴う飛行経路の変更により、南風時の午後 3 時から 7 時の間の実質 3 時間程度、約 3000～4000 フィートの練馬区上空を飛行することとなる。このため、航空機騒音や落下物等の問題が発生する懸念がある。国においては、新飛行経路での飛行開始まで、引き続き区民への丁寧な説明および更なる周知を徹底すること。</p>	<p>○ 丁寧な説明</p> <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで 5 巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019 年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、練馬区と調整を実施する。 ■ 住民からの相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。 ■ 自治体職員向けの研修等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。 ■ 適時適切な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。

2 落下物対策および騒音対策の徹底

国は、落下物の未然防止策の徹底、補償制度の充実や見舞金制度の創設により落下物対策を強化することとしている。騒音対策としては低騒音機導入の促進や到着経路の高度引き上げなどにより騒音の低減に努めるとしている。

これら落下物、騒音対策を確実に実施すること。

また、今後も更なる対策の強化に努めること。

○落下物対策

- ・落下物対策総合パッケージを着実に履行する。
- ・落下物防止対策基準の充実に向け定期的に検討し、必要に応じて対策を追加する。
- ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。
- ・部品脱落事案に関しても、定期的にその内容や傾向について情報提供を図る。
- ・落下物対策に関する関係者の取り組みに関する情報発信を強化する。

○騒音対策

- ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。
- ・南風着陸時（好天時）の際の降下角度を引き上げることにより、可能な限り飛行高度の引き上げを図る。また、こうした飛行高度の引き上げを安定的に実現するために、航空保安施設の整備に関する調整を実施する。
- ・航空機騒音測定局を設置し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。

○飛行開始後の対応

新飛行経路による飛行開始後も、区民の安全と安心のために、区民からの意見等を聞く窓口を設置すること。引き続き丁寧な情報提供に努めること。また、飛行開始後に新たな問題が発生したときは適切に対応すること。

現在国において運営している羽田空港の機能強化に関するコールセンターの人員の増加やスキルアップ（国との情報共有の強化等）など体制の強化を図るとともに、その一層の周知に努める。加えて、新飛行経路運用後に新たな問題が発生した場合には、丁寧に対応して参りたい。

○ 足立区

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・以前から要望しているが、離陸経路の足立区上空の分岐地点とその先について、詳細を示して欲しい ・住民説明等を行う目安となる「影響の大きい地域」「影響の特に大きい地域」のすみ分けや定義は何なのかを示して欲しい ・オリパラまで1年少々だが、今後の動きの予定について、詳細のスケジュールを示して欲しい ・メディアの情報発信をより強化して欲しい。また、世間の目を引くような、幅広い情報を周知して欲しい ・飛行検査を確実に行い、また、周知して欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○離陸経路の足立区上空の分岐点 出発経路の上空での分岐地点は様々であることを踏まえた上で、ご指摘の出発経路をどのようにお示しできるのか検討して参りたい。 ○「影響の大きい地域」「影響の特に大きい地域」の定義 「影響の大きい地域」「影響の特に大きい地域」については、明確な定義があるものではないものの、説明会の開催場所を検討するにあたっては「羽田空港機能強化に関するコミュニケーションのあり方アドバイザーミーティング」での議論を基に、関係自治体と調整の上決定している。これまででも、移動型情報発信拠点やコールセンターの設置、ニュースレター等の配架、マスメディア等を活用した広報等を実施し、情報提供を行ってきたところ。今後も引き続き、要望に応じ、パネルの展示、説明員による説明の機会を設定するなど、様々な手法を用いて丁寧な情報提供に努めて参りたい。 ○今後のスケジュール 飛行検査や制限表面の設定など必要な手続きを行った上で、2020年夏ダイヤから新飛行経路の運用を開始し、増便を実現して参りたい。 ○メディアでの情報発信の強化 新聞広告、新聞折り込みチラシ、電車内の動画・窓上広告など、様々な手法を用いて丁寧な情報提供を行っているが、今後とも効果的な周知に努めて参りたい。 ○飛行検査（落下物防止のための検査）の確実な実施と周知 ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。

○ 江戸川区

意見	回答
<p>東京の成長、発展のためにも、羽田空港の機能強化は必要と考えている。</p> <p>国に対し、引き続き、荒川ルート設定に伴う騒音対策、落下物対策、住民説明を要望する。</p> <p>【騒音対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる低騒音機の導入促進を求める。 ・今後の技術進歩に応じて、可能な限り海上ルート活用による騒音低減を求める。 <p>【落下物対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる駐機中の機体チェック体制の強化を求める。 <p>【住民説明について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運航開始前に住民説明会の開催を求める。 ・荒川ルート沿いに位置する住民に対し、更なる周知の拡大を求める。 ・新ルート運航開始後においても住民への説明、対応窓口の継続を求める。 	<p>○ 騒音対策（低騒音機の導入促進、技術進歩に応じた可能な限りの海上ルートの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。また、北風時C滑走路から出発する新飛行経路については、騒音軽減方式を適用することにより、騒音低減を図る。 ・可能な限りの海上ルートの活用に関しては、引き続き検討して参りたい。 <p>○ 駐機中の機体チェック体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港における外国航空機に対する検査（ランプインスペクション）を強化するとともに、航空機機体チェック（本邦航空会社、外国航空会社両方の航空機が対象）を着実に履行し、定期的にその結果について情報提供を図る。 <p>○ 住民説明</p> <p>できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会や地域説明会を開催するなど、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。</p> <p>■ 住民への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、江戸川区と調整を実施する。

	<ul style="list-style-type: none">■ 住民からの相談窓口の充実<ul style="list-style-type: none">・運航開始に当たっては、住民からの問い合わせ窓口（コールセンター）を充実させるとともに、その一層の周知に努める。■ 自治体職員向けの研修等の充実<ul style="list-style-type: none">・区職員に対する勉強会や研修会の充実を図る。また、航空会社による自治体向けの窓口の設置や航空会社による区職員に対する情報提供や説明の拡充を図る。■ 適時適切な広報<ul style="list-style-type: none">・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。
--	--